

県南広域振興局長告示第59号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

平成25年4月2日

県南広域振興局長 遠藤達雄

1 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0370901399	フォレストケアサービス株式会社	フォレスト訪問介護サービス	一関市萩荘字打ノ目255番地1	平成25年4月1日

2 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0370901373	株式会社アルプスビジネスクリエーション	株式会社アルプスビジネスクリエーション 一関営業所	一関市青葉一丁目6番4 シャトレー壺号館102号	平成25年4月1日
0370901381	フォレスト福祉用具サービス株式会社	フォレスト福祉用具サービス	一関市萩荘字打ノ目255番地1	〃

3 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0370901373	株式会社アルプスビジネスクリエーション	株式会社アルプスビジネスクリエーション 一関営業所	一関市青葉一丁目6番4 シャトレー壺号館102号	平成25年4月1日
0370901381	フォレスト福祉用具サービス株式会社	フォレスト福祉用具サービス	一関市萩荘字打ノ目255番地1	〃